

平成25年 秋の全国交通安全運動実施要綱

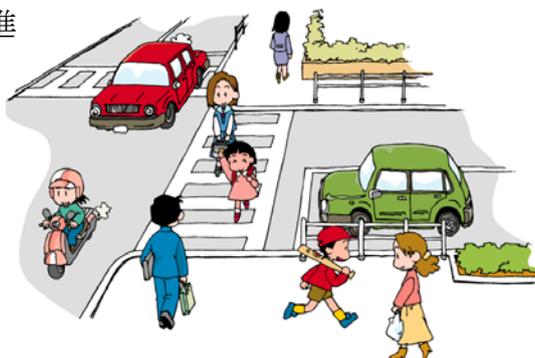
《実施期間》 平成25年9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間
【交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）】

《目的》 この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

《スローガン》 安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

《運動の基本》 子どもと高齢者の交通事故防止

- 《運動の重点》
- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



《統一主要行事》

行事名	実施日	内容
運動事前広報・街頭指導等の日	9月20日（金）	本運動の開始を事前広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
「ピカッと作戦！」強化の日 〔夕暮れ時から夜間の交通事故防止の日〕	9月24日（火）	夕暮れ時から夜間における街頭広報を通じ、歩行者・自転車利用者には「自発光式反射材」の着用を、自動車運転者には早めのライト点灯を呼びかけ、交通事故の防止を図る。
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日（月）	全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」の運動に併せ、子どもと高齢者を対象とした交通安全講習会（交通安全教室）や参加・体験・実践型の交通安全教室の開催により、交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

- 1 子どもの交通事故防止
 - (1) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - (2) 幼児・児童の自転車乗用時におけるヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の推進
- 2 高齢者の交通事故防止
 - (1) 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の促進
 - (2) 高齢歩行者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- 3 ドライバーの交通事故防止
 - (1) 子どもと高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成
 - (2) 高齢運転者に対する高齢者マークの使用促進と高齢者マーク表示車への保護義務の周知徹底



運動の重点

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)

- 1 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
 - (1) 反射材用品、明るい服装等の着用効果に関する広報啓発活動の推進
 - (2) 衣服、履物、身の回り品への自発光式反射材等を着用する取組の促進
- 2 反射材用品等の着用効果が理解できる交通安全教室等の開催
- 3 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守徹底
- 4 車両（自動車・自転車）の前照灯の早めの点灯の励行
- 5 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



- 1 全ての座席においてシートベルト及びチャイルドシートを正しく着用しなければならないことの周知徹底
- 2 シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法の周知徹底

飲酒運転の根絶

- 1 飲酒運転根絶に向けた地域、職場、家庭内における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 2 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- 3 ハンドルキーパー運動の促進
- 4 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- 5 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

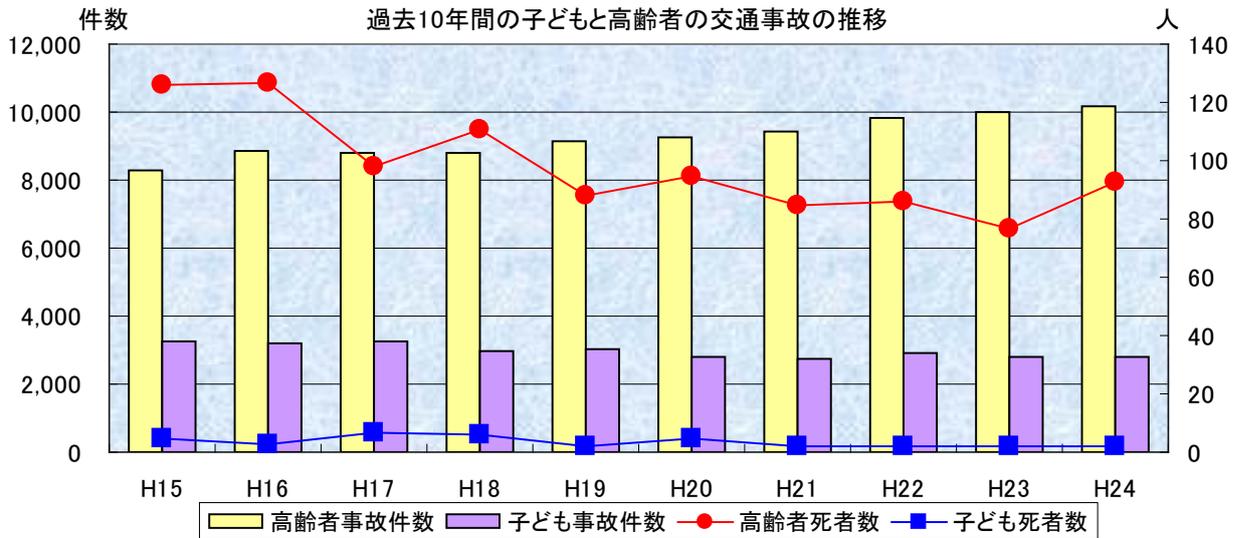


各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施

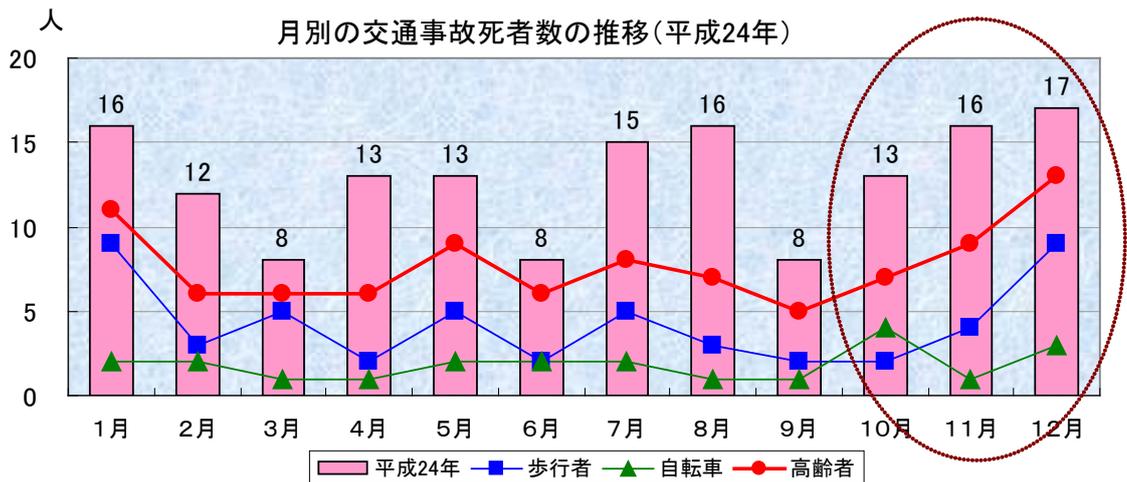
静岡県内の交通事故発生状況

① 子どもと高齢者の交通事故発生状況



※ 子ども事故：幼児・園児・小学生・中学生が当事者となった事故件数と死者数
 ※ 高齢者事故：年齢65歳以上の者が当事者となった事故件数と高齢者の死者数

② 月別の全交通事故死者数及び状態別死者数並びに高齢者死者数の推移

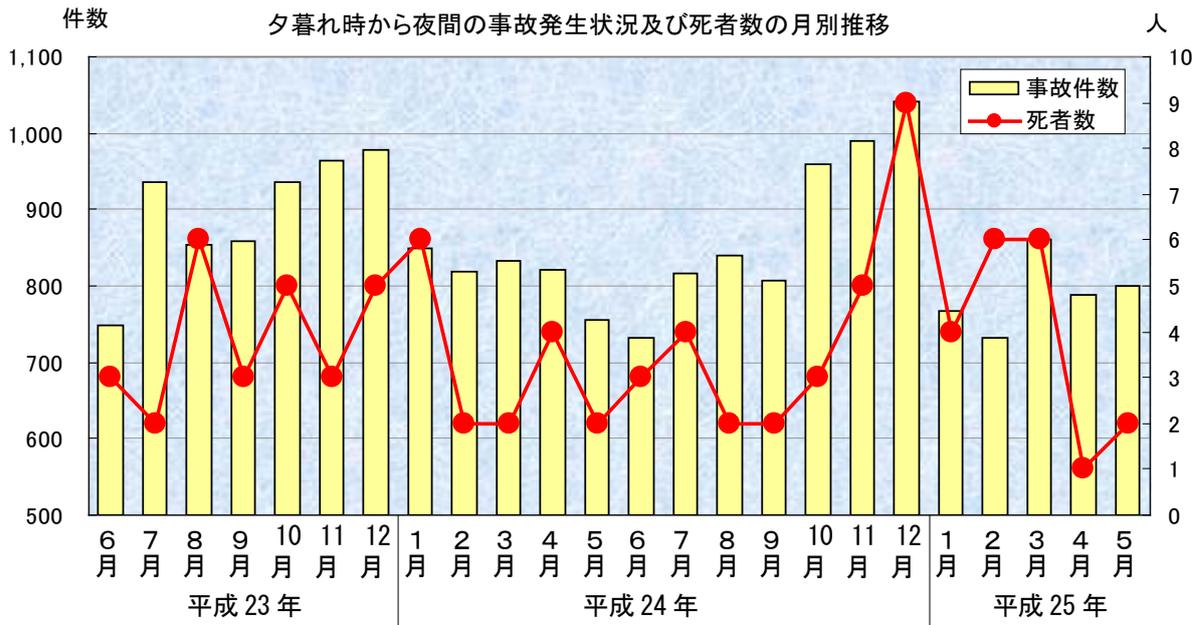


○ 交通事故による死者数の状況

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	16	12	8	13	13	8	15	16	8	13	16	17
高齢者	11	6	6	6	9	6	8	7	5	7	9	13
割合	68.8%	50.0%	75.0%	46.2%	69.2%	75.0%	53.3%	43.8%	62.5%	53.8%	56.3%	76.5%
歩行者	9	3	5	2	5	2	5	3	2	2	4	9
割合	56.3%	25.0%	62.5%	15.4%	38.5%	25.0%	33.3%	18.8%	25.0%	15.4%	25.0%	52.9%
自転車	2	2	1	1	2	2	2	1	1	4	1	3
割合	12.5%	16.7%	12.5%	7.7%	15.4%	25.0%	13.3%	6.3%	12.5%	30.8%	6.3%	17.6%

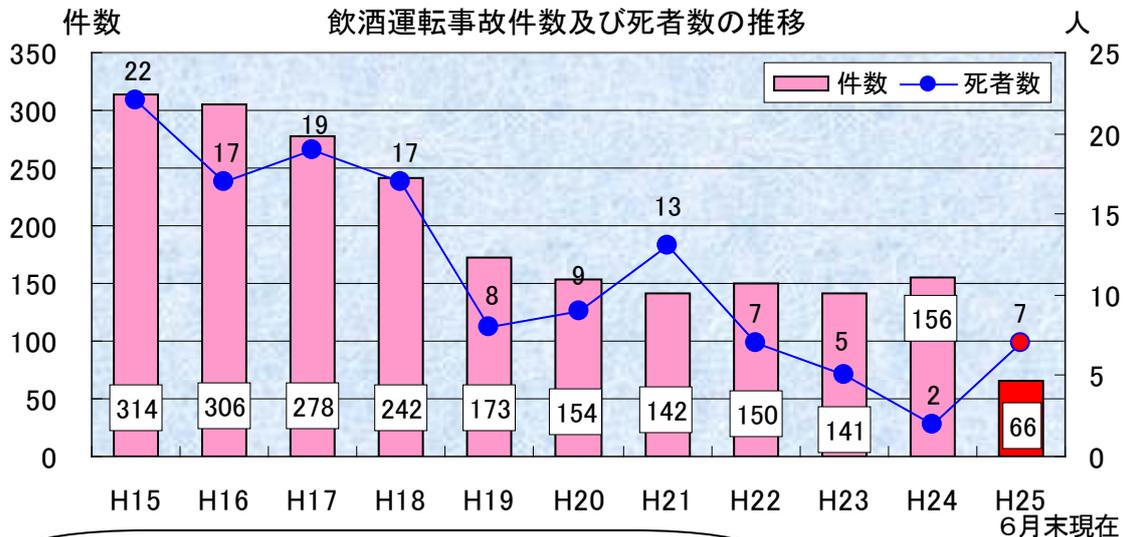
※ 死者数は、秋口から年末にかけて増加傾向が顕著である。
 ※ 平成24年中の交通事故死者数のうち、10月、11月、12月中の死者数が全体の**3割**。
 ※ 死亡事故のうち、高齢者事故及び歩行者事故は、秋から年末にかけて増加傾向にある。

③ 夕暮れ時から夜間(午後4時～午後8時)の交通事故発生状況



※ 夕暮れ時から夜間(午後4時～午後8時)における事故件数及び死者数は、日没が早まることで、10月以降の件数及び死者数が増加している。

④ 飲酒運転事故の発生状況



※ H25は6月末現在(上半期)の数値

※ 既に上半期で昨年を大幅に上回る7人の死者数

飲酒運転は、
 ○ 運転者
 ○ 車両の提供者
 ○ 酒類の提供者及び車両の同乗者
 に厳しい罰が・・・

飲酒運転は犯罪!



ハンドルキーパーふじっぴー